

業 務 委 託 仕 様 書

(目的)

第1条 本仕様書は、令和 7 年度水質等検査業務(大町市・松川村)の業務の内容及び必要な事項を定めるものとする。

(履行場所)

第2条 本業務の履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 大町浄水センター 大町市社 8222
- (2) 松川浄水苑 北安曇郡松川村 5853-1

(監督員)

第3条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の業務実施代理人に対する業務に関する指示
- (2) 契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務実施代理人との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務実施代理人及び主任技術者)

第4条 業務実施代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及びこの契約の解除に係わるものを除く。)を行使することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務実施代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

3 乙は、業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

4 主任技術者は環境計量士の資格を有する者とする。

5 業務実施代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務実施代理人等に対する措置請求)

第5条 甲は、業務実施代理人若しくは主任技術者又は乙の使用人若しくは契約書第8条の規定により

乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(検体)

第6条 検体の種類は次のとおりとする。

- (1) 水質検査における検体は、流入水及び放流水とする。
- (2) 汚泥溶出検査及び汚泥含有量検査における検体は、脱水汚泥とする。
- (3) 臭気測定における検体は、場内環境臭気とする。
- (4) 作業環境測定業務における検体は、水質試験室における室内空気とする。

(検査の項目、採取回数及び時期)

第7条 水質検査等の項目、検体の採取回数及び時期については、別表1から別表6のとおりとする。
日程については、甲乙協議の上定めるものとする。

(検体採取方法)

第8条 検体の採取については、乙が、甲の指示に従い行うものとする。

(検査方法及び評価)

第9条 水質検査方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法、下水試験方法、工場排水試験方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。

2 汚泥検査方法は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。

3 臭気指数の検査方法は、悪臭防止法施行規則第1条の規定に基づき、環境庁長官が定める「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号、平成11年3月12日環境庁告示18号改正)によるものとする。

4 作業環境測定方法は、作業環境測定基準に定められた方法によるデザイン・サンプリング及び分析を実施し、作業環境評価基準に基づく評価を行う。分析はガスクロマトグラフ法による。

(作業環境測定の測定対象業務及び対象物質)

第10条 作業環境測定の測定対象業務及び対象物質は、次のとおりとする。

- (1) 対象業務は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号ルに該当する、水質分析等の作業に伴い有機溶剤を取り扱う業務である。
- (2) 対象物質は、上記測定対象業務に伴って取り扱うノルマルヘキサンで、労働安全衛生法及び有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤である。

(提出書類等)

第11条 乙は、下表に示す書類について、提出期限内に甲に提出するものとする。

図書名		部数	提出期限	内容
着手届		1部	契約後5日以内	
業務実施代理人の届出		1部	契約後 10 日以内	
主任技術者の届出		1部	契約後 10 日以内	資格証の写し添付
業務計画書		1部	契約後 10 日以内	1 工程表 2 検査方法及びその検査マニュアル 3 使用機器一覧 4 検出下限値及び定量下限値等
協議書		1部	協議の都度	
検査結果 (計量証 明書等)	・水質検査 ・汚泥溶出検査 ・汚泥含有量検査 ・臭気測定 ・作業環境測定	正本 2部	検体採取後 30 日 以内	(場合によっては、データの算定過程の 提出を求めることがあるので、業務完了 時まで記録を保管すること。)
完了報告書		1部	業務完了時	1 考察 2 業務実績表 3 検査結果一覧(電子データも提出の こと。) 4 写真 ・測定の都度、各処理場について撮影 【撮影項目】 ア 各サンプリングの状況写真 イ 各検体写真 (採取時又は分析室) ウ 分析作業写真 (分析機器又は分析機器含めた作業 風景)
完了届		1部	業務完了時	

(疑義)

第 12 条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上
定めるものとする。

別表1 大町浄水センター 水質検査項目、回数及び実施時期

(単位：検体)

分析項目		流入水			放流水			合計
		8月	2月	計	8月	2月	計	
精密試験項目	フェノール類	1	1	2	1	1	2	4
	銅含有量	1	1	2	1	1	2	4
	亜鉛含有量	1	1	2	1	1	2	4
	溶解性鉄含有量	1	1	2	1	1	2	4
	溶解性マンガン含有量	1	1	2	1	1	2	4
	クロム含有量	1	1	2	1	1	2	4
	カドミウム及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	シアン化合物	1	1	2	1	1	2	4
	有機リン化合物	1	1	2	1	1	2	4
	鉛及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	六価クロム化合物	1	1	2	1	1	2	4
	砒素及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1	1	2	1	1	2	4
	アルキル水銀化合物	1	1	2	1	1	2	4
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1	1	2	1	1	2	4
	トリクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	テトラクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	ジクロロメタン	1	1	2	1	1	2	4
	四塩化炭素	1	1	2	1	1	2	4
	1,2-ジクロロエタン	1	1	2	1	1	2	4
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	2	1	1	2	4
	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	2	1	1	2	4
	1,3-ジクロロプロペン	1	1	2	1	1	2	4
	ベンゼン	1	1	2	1	1	2	4
	1,4-ジオキサン	1	1	2	1	1	2	4
	チウラム	1	1	2	1	1	2	4
	シマジン	1	1	2	1	1	2	4
	チオベンカルブ	1	1	2	1	1	2	4
	セレン及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	ほう素及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	ふっ素及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4

記載の日は目安

【採取回数】

	8月	2月	計	備 考
採取回数（水質）	1	1	2	水質、汚泥の検体採取は同日とする。 汚泥採取は、脱水日に合わせる。 作業環境は、n-ヘキサン測定日とする。
採取回数（汚泥）				
採取回数（作業環境）	1	1	2	
採取回数（臭気）	1	1	2	
年間回数	3	3	6	

別表2 松川浄水苑 水質検査項目、回数及び実施時期

(単位：検体)

分析項目		流入水			放流水			合計
		7月	1月	計	7月	1月	計	
精密試験項目	フェノール類	1	1	2	1	1	2	4
	銅含有量	1	1	2	1	1	2	4
	亜鉛含有量	1	1	2	1	1	2	4
	溶解性鉄含有量	1	1	2	1	1	2	4
	溶解性マンガン含有量	1	1	2	1	1	2	4
	クロム含有量	1	1	2	1	1	2	4
	カドミウム及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	シアン化合物	1	1	2	1	1	2	4
	有機リン化合物	1	1	2	1	1	2	4
	鉛及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	六価クロム化合物	1	1	2	1	1	2	4
	砒素及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1	1	2	1	1	2	4
	アルキル水銀化合物	1	1	2	1	1	2	4
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1	1	2	1	1	2	4
	トリクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	テトラクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	ジクロロメタン	1	1	2	1	1	2	4
	四塩化炭素	1	1	2	1	1	2	4
	1,2-ジクロロエタン	1	1	2	1	1	2	4
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	2	1	1	2	4
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	2	1	1	2	4
	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	2	1	1	2	4
	1,3-ジクロロプロペン	1	1	2	1	1	2	4
	ベンゼン	1	1	2	1	1	2	4
	1,4-ジオキサン	1	1	2	1	1	2	4
	チウラム	1	1	2	1	1	2	4
	シマジン	1	1	2	1	1	2	4
	チオベンカルブ	1	1	2	1	1	2	4
	セレン及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	ほう素及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4
	ふっ素及びその化合物	1	1	2	1	1	2	4

記載の日は目安

【採取回数】

	7月	1月	計	備 考
採取回数 (水質)	1	1	2	水質、汚泥の検体採取は同日とする。 汚泥採取は脱水日に合わせる。
採取回数 (汚泥)				
採取回数 (臭気)	1	1	2	
年間回数	2	2	4	

別表3 試験回数及び実施時期（汚泥溶出試験）

(単位:検体)

項目	箇所	大町浄水センター	松川浄水苑	合計
	時期	8月	7月	
		2月		
水銀又はその化合物		2	1	3
アルキル水銀化合物		2	1	3
カドミウム又はその化合物		2	1	3
鉛又はその化合物		2	1	3
有機りん化合物		2	1	3
六価クロム化合物		2	1	3
砒素又はその化合物		2	1	3
シアン化合物		2	1	3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		2	1	3
トリクロロエチレン		2	1	3
テトラクロロエチレン		2	1	3
ジクロロメタン		2	1	3
四塩化炭素		2	1	3
1,2-ジクロロエタン		2	1	3
1,1-ジクロロエチレン		2	1	3
シス-1,2-ジクロロエチレン		2	1	3
1,1,1-トリクロロエタン		2	1	3
1,1,2-トリクロロエタン		2	1	3
1,3-ジクロロプロペン		2	1	3
ベンゼン		2	1	3
1,4-ジオキサン		2	1	3
チウラム		2	1	3
シマジン		2	1	3
チオベンカルブ		2	1	3
セレン又はその化合物		2	1	3
溶出試験前処理		2	1	3

記載の日は目安

別表4 試験回数及び実施時期（汚泥含有量試験）

(単位:検体)

項目	箇所	大町浄水センター	松川浄水苑	合計
	時期	8月	7月	
		2月		
水銀又はその化合物		2	1	3
カドミウム又はその化合物		2	1	3
砒素又はその化合物		2	1	3
ニッケル		2	1	3
全クロム		2	1	3
鉛		2	1	3
銅		2	1	3
亜鉛		2	1	3
含水率		2	1	3

汚泥の採取は、脱水時の日程にあわせ実施する。

記載の日は目安

別表 5 試験回数及び実施時期（臭気測定）

（単位:検体）

項目	箇所 時期	大町浄水センター		松川浄水苑		合計
		8 月	2 月	7 月	1 月	
アンモニア		1	1	1	1	4
メチルメルカプタン		1	1	1	1	4
硫化水素		1	1	1	1	4
硫化メチル		1	1	1	1	4
二硫化メチル		1	1	1	1	4
トリメチルアミン		1	1	1	1	4
臭気指数（臭気濃度）		1	1	1	1	4

別表 6 試験回数及び実施時期（作業環境測定）

（単位:検体）

項目	箇所 時期	大町浄水センター		合計
		8 月	2 月	
水質検査室 有機溶剤（n-ヘキサン）		1	1	2